

ぬまづホーム利用料金表

2021.8.1

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス 自己負担額 ①	基本介護サービス費(1日につき)	573	641	712	780	847
	日常生活継続支援加算(1日につき)	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算Ⅲ(1日につき)	16	16	16	16	16
	個別機能訓練加算Ⅰ(1日につき)	12	12	12	12	12
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(1日につき)	12	12	12	12	12
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ(1月につき)	13	13	13	13	13
	排せつ支援加算(1月につき)	10	10	10	10	10
	自立支援促進加算(1月につき)	300	300	300	300	300
	科学的介護推進加算Ⅱ(1月につき)	50	50	50	50	50
	※経口(維持Ⅰ・Ⅱ・移行加算)	(100/月・400/月・28/日)	(100/月・400/月・28/日)	(100/月・400/月・28/日)	(100/月・400/月・28/日)	(100/月・400/月・28/日)
	※療養食加算(1食)	6	6	6	6	6
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(×0.083)	1,647	1,816	1,993	2,162	2,329
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(×0.027)	536	591	648	703	758
	ひと月分の所定単位数 + 処遇改善加算	22,026	24,290	26,654	28,919	31,150
30日計算	地域区分「7級地」端数未処理	22,334	24,630	27,028	29,324	31,586

※ 療養食加算と経口維持加算Ⅰ・Ⅱ、経口移行加算は、医師の指示に基づいて行う場合に加算させていただきます。

※ 上記の加算項目はほぼ皆様に関わるもので、同意に基づいて加算させていただきます。他の基準を満たした場合には、その加算を算定させていただく場合があります。

※ 加算の要件を満たしているかどうか月単位で判断しますので、月によって算定させていただく加算が変化する場合があります。

※ 上記自己負担額には高額介護サービス費の給付があります。市民税非課税で年収80万円以下の方は15,000円・それ以外の市民税非課税の方は24,600円・市民税課税で課税所得380万円未満の方は44,400円を超えた自己負担額が払い戻しされます。

※ 沼津市は地域区分が「7級地」であるため合計単位数に10.14円を乗じた金額の、介護保険負担割合証に応じた割合が自己負担となります。30日計算は1割負担です。

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せいたします。

		利用者負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階(負担軽減なし)
部屋代 ②	(多床室) 1日		0	370	370	370	855
	30日計算		0	11,100	11,100	11,100	25,650
	(従来型個室) 1日		320	420	820	820	1,171
	30日計算		9,600	12,600	24,600	24,600	35,130

食費 ③	1日	300	390	650	1,360	1,445
	30日計算	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350

・ご利用料は、介護サービス自己負担額①+部屋代②+食費③の合計額となります。① + ② + ③ = 円

※ 部屋代と食費には負担軽減の制度があります。第1段階から第3段階②の負担限度額認定の対象となる方は、世帯全員(別世帯の配偶者を含む)市民税世帯非課税であって以下の基準にあてはまる方です。(令和3年8月1日からは第2段階: 単身650万円夫婦1650万円、第3段階①: 単身550万円夫婦1550万円、第3段階②: 単身500万円夫婦1500万円と預貯金等の要件が変更になりました。)

第1段階は、生活保護受給者の方等。

第2段階は、世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

第3段階①は、世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入等が80万円超120万円以下。

第3段階②は、世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市民税を課税されていない方で年金収入等が120万円超。